

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障害者自立支援給付等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、障害者自立支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

厚木市長

## 公表日

令和6年1月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付等に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、各種サービス利用の相談、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給認定、障害福祉サービス受給者証発行、支給認定業務では、所得情報及び口座の照会を行う。</p> <p>1 自立支援給付等に関する事務 2 介護給付等の支給決定の更新及び変更に関する事務 3 地域相談支援給付費の支給決定の更新及び変更に関する事務 4 自立支援医療費の支給決定の更新及び変更に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援補装具システム</li> <li>・自立支援医療 更生医療システム</li> <li>・自立支援医療 育成医療システム</li> <li>・自立支援医療 精神通院医療システム</li> <li>・自立支援給付 障害者総合支援システム</li> <li>・中間サーバー、中間サーバーコネクタ</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第一の12、14、34、84の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号利用法 第19条第8号 別表第二 第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の各号</p> <p>(2)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>別表第二第8項 :第7条第2号ニ、第3号ホ 別表第二第11項 :第10条第1号ニ、第2号ロ、第3号ホ、第4号ニ 別表第二第16項 :第12条第1号ニ、第2号ハ、第4号ニ、第6号ハ、第8号ニ 別表第二第20項 :第14条第1号ニ、第2号ニ 別表第二第26項 :第19条第1号チ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 別表第二第53項 :第27条第1号ロ、第2号ロ 別表第二第56の2項:第30条第1号ヲ、第2号、第3号ヲ 別表第二第57項 :第31条第1号ヘ、第2号ホ、第5号ヘ、第6号ヘ 別表第二第87項 :第44条第1号チ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 別表第二第108項 :第55条第1号ホ、第2号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第8号ハ、第9号ニ 別表第二第116項 :第59条の2の2第1号ニ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ニ、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>(1)番号利用法 第19条第8号 別表第二 第10、11、20、53、108、109、110の各号</p> <p>(2)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>別表第二第10項 :第9条第4号 別表第二第11項 :第10条第4号 別表第二第20項 :第14条第1号、第2号、第3号 別表第二第53項 :第27条第1号、第2号、第3号 別表第二第108項 :第55条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 別表第二第109項 :第55条の2第1号、第2号、第3号、第4号 別表第二第110項 :第55条の3第1号、第2号、第3号、第4号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係  
住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号  
電話番号: TEL046-225-2287

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい者支援第一係、第二係  
住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号(第二庁舎1階)  
電話番号: 046-225-2247、2254

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市総務部文書法制課情報公関係	厚木市総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	厚木市福祉部障がい福祉課	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2221	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 尾形 正	障がい福祉課長 添田 幸夫	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長 添田 幸夫	障がい福祉課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 時点日時	平成28年7月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 時点日時	平成28年7月1日	令和3年7月1日	事後	
令和5年1月26日	I 関連情報 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、各種サービス利用の相談、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給認定、障害福祉サービス受給者証発行、支給認定業務では、所得情報の照会を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、各種サービス利用の相談、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給認定、障害福祉サービス受給者証発行、支給認定業務では、所得情報及び口座の照会を行う。	事前	所得情報の他に口座情報の照会を行う。
令和5年1月26日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 時点日時	令和3年7月1日	令和4年12月1日	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 時点日時	令和3年7月1日	令和4年12月1日	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		中間サーバー、中間サーバーコネクタを追記	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和6年1月18日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の12、14、34、47、84の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の12、14、34、84の項	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 別表第二16、26、28、56の2、87、109、116の各号 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、19、30、44の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二108、109、110の各号 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条	情報提供の根拠 (1) 番号利用法 第19条第8号 別表第二第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の各号 (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二第8項: 第7条第2号ニ、第3号ホ 別表第二第11項: 第10条第1号ニ、第2号ロ、第3号ホ、第4号ニ 別表第二第16項: 第12条第1号ニ、第2号ハ、第4号ニ、第6号ハ、第8号ニ 別表第二第20項: 第14条第1号ニ、第2号ニ 別表第二第26項: 第19条第1号チ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 別表第二第53項: 第27条第1号ロ、第2号ロ 別表第二第56の2項: 第30条第1号ヲ、第2号、第3号ヲ 別表第二第57項: 第31条第1号ヘ、第2号ホ、第5号ヘ、第6号ヘ 別表第二第87項: 第44条第1号チ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 別表第二第108項: 第55条第1号ホ、第2号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第8号ハ、第9号ニ 別表第二第116項: 第59条の2の2第1号ニ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ニ、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号 情報照会の根拠 (1) 番号利用法 第19条第8号 別表第二第10、11、20、53、108、109、110の各号 (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日			(続き) 別表第二第10項: 第9条第4号 別表第二第11項: 第10条第4号 別表第二第20項: 第14条第1号、第2号、第3号 別表第二第53項: 第27条第1号、第2号、第3号 別表第二第108項: 第55条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 別表第二第109項: 第55条の2第1号、第2号、第3号、第4号 別表第二第110項: 第55条の3第1号、第2号、第3号、第4号		
令和6年1月18日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2221	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい者支援第一係、第二係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2247、2254	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託していない	委託している	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	IV リスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月1日	令和6年1月18日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月1日	令和6年1月18日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	公表日	令和5年1月26日	令和6年1月18日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	特に力を入れている	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。